

# 文教委員会資料

## 2 陳情の審査

- (1) 陳情第74号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- (2) 陳情第75号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

- 資料1 川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制
- 資料2 私学助成の概要
- 資料3 国の私立高等学校等経常費助成費予算
- 資料4 神奈川県私立学校助成関係予算
- 資料5 私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ
- 資料6 神奈川県の高高等学校生徒に対する支援施策（令和2年度）
- 資料7 神奈川県が実施する私立高等学校学費補助金の対象者数（令和2年度）
- 資料8 川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算
- 資料9 公私立学校等児童・生徒数
- 資料10 公立中学校卒業者の進路状況
- 資料11 都道府県別私立学校経常費補助単価（令和2年度）
- 資料12 高等学校（全日制・定時制）都道府県別学校数
- 資料13 私立高等学校（全日制）の初年度授業料等について（平成28年度から令和2年度）
- 資料14 私立学校助成等の充実
- 資料15 私立高等学校等の学費支援制度のご案内
- 資料16 高校生等への修学支援リーフレット

こども未来局

（令和3年3月12日）

## 川崎市内中学校・高等学校の生徒数及び行政体制

### 私立学校

(令和2年5月1日現在)

#### 中学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	669	136
大西学園	7	6
洗足学園	766	189
カリタス女子	570	213
日本女子大附属	749	108
桐光学園	1,214	387
合計	3,975	1,039

26.1%

#### 高等学校(6校)

学校名	生徒数	うち市内在住生徒数
法政大学第二	1,904	383
大西学園	203	143
洗足学園	712	178
カリタス女子	531	205
日本女子大附属	1,130	178
桐光学園	1,793	493
合計	6,273	1,580

25.2%

### 神奈川県知事

- (子どもみらい部  
私学振興課)
- ・設置認可
  - ・運営指導
  - ・各種助成

### 県立学校

(令和2年5月1日現在)

#### 高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	(※参考)川崎市立中学校出身者数
14	11,979	9,257

※川崎市立中学校出身者数は、平成29年から令和元年の市立中学校卒業者のうち市内県立高校への進学者数の合計。

77.3%

### 神奈川県教育委員会

- ・設置
- ・運営管理

### 市立学校

(令和2年5月1日現在)

#### 中学校

単位:人

学校数	生徒数	(※参考)市内在住生徒数
52	29,688	29,467

※市内在住生徒数は令和2年5月14日現在

99.2%

### 川崎市教育委員会

- ・設置
- ・運営管理

#### 高等学校(全日制)

単位:人

学校数	生徒数	(※参考)川崎市立中学校出身者数
5	3,684	3,117

※川崎市立中学校出身者数は、平成29年から令和元年の市立中学校卒業者のうち川崎市立高校への進学者数の合計。

84.6%

## 私学助成の概要

### 1. 私学助成の基本

私立学校の役割 (国の考え)	わが国の学校教育の発展にとって、質・量両面にわたり重要な役割 ①建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開 ②大学生・短大生の約8割、高等学校生徒の約3割、幼稚園児の約8割が私立学校に在学・在園
-------------------	---

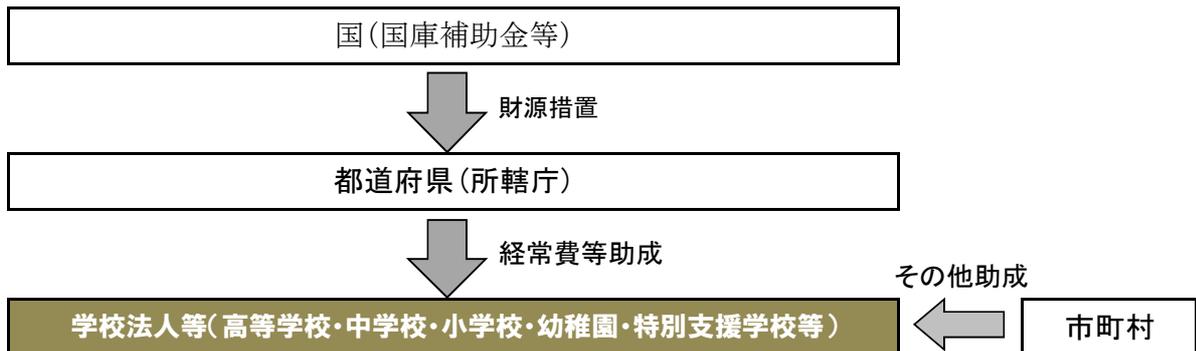


私学助成 の 主な法的根拠	<b>私立学校法(昭和24年制定)</b> 第59条(助成) 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。 <b>私立学校振興助成法(昭和50年制定)</b> 第1条(助成の目的) ①教育研究条件の維持向上 ②修学上の経済的負担の軽減 ③経営の健全性の向上 } 私立学校の健全な発達に資する 第9条(都道府県への補助) 都道府県が教育に係る経常的経費について補助する場合、国は都道府県に対し、その一部を補助することができる。 第10条(その他の助成) 国又は地方公共団体は、第9条等の規定のほか、補助金の支出、資金の貸付、その他財産の譲渡等を行うことができる。
---------------------	--



国・地方公共団体 の 施策	①経常的経費に対する補助を中心とした助成事業 ②貸付事業 ③学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等、必要な税制上の優遇措置
---------------------	--

### 2. 私立高等学校等に対する助成の財源等



## 国の私立高等学校等経常費助成費予算

単位：億円

事業名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	事業内容
1. 私立高等学校等経常費助成費補助	994	994	987	
①一般補助	863	861	854	都道府県が行う私立高等学校、中学校、小学校、幼稚園等の経常費助成費に対して補助
②その他特別補助	131	133	133	
2. 私立高等学校等経常費補助	27	28	30	
特定教育方法支援事業	27	28	30	特別な支援が必要な私立学校等への補助
<b>合 計（経常費等）</b>	<b>1,021</b>	<b>1,021</b>	<b>1,017</b>	

（文部科学省HPを基に作成）

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

## 神奈川県私立学校助成関係予算

単位:千円

事業名称	平成30年度				令和元年度				令和2年度				事業内容
	計	財源内訳			計	財源内訳			計	財源内訳			
		県一般財源	国庫支出金	その他		県一般財源	国庫支出金	その他		県一般財源	国庫支出金	その他	
<b>1. 経常費補助</b>	<b>43,366,413</b>	<b>37,215,301</b>	<b>6,151,112</b>	<b>0</b>	<b>43,389,417</b>	<b>37,148,283</b>	<b>6,241,134</b>	<b>0</b>	<b>42,526,973</b>	<b>36,947,403</b>	<b>5,579,570</b>	<b>0</b>	私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組に対して助成
①高等学校	20,210,008	17,346,818	2,863,190		20,840,143	17,866,571	2,973,572		21,249,288	18,338,701	2,910,587		
②中等教育学校	559,091	474,429	84,662		599,851	506,692	93,159		656,948	557,864	99,084		
③中学校	5,421,594	4,605,680	815,914		5,478,195	4,638,598	839,597		5,674,939	4,837,896	837,043		
④小学校	2,329,867	1,969,934	359,933		2,388,380	2,012,817	375,563		2,655,451	2,261,652	393,799		
⑤特別支援学校	521,089	521,089			530,779	530,779			558,330	558,330	0		
⑥幼稚園	13,002,357	10,974,944	2,027,413		12,165,235	10,205,992	1,959,243		10,278,429	8,939,372	1,339,057		
⑦専修学校・各種学校	1,322,407	1,322,407			1,386,834	1,386,834			1,453,588	1,453,588	0		
2.私立高等学校等生徒学費補助	4,516,264	4,516,264			4,671,456	4,671,456			3,619,403	3,619,403			保護者の学費負担を軽減するため、入学金や授業料を軽減した私立高校等に対して助成
3.私立学校生徒学費緊急支援事業費	58,943	7,162	51,781		45,756	5,853	39,903		32,177	7,459	24,718		家計急変した生徒等の授業料や、東日本大震災により被災した生徒等の授業料を軽減した私立高校等に対して助成
4.私立幼稚園特別支援教育費補助	1,922,368	932,400	912,968	77,000	1,920,016	942,200	900,816	77,000	1,895,712	908,656	889,056	98,000	障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対して助成
5.私学団体助成費	6,400	6,400			6,400	6,400			6,400	6,400			私学団体が実施する研修事業等に対して助成
6.私立学校教職員退職金制度補助金	925,516	925,516			941,036	941,036			953,619	953,619			退職金手当の給付財源の一部を助成
7.日本私立学校振興・共済事業団補助金	623,926	623,926			641,456	641,456			653,137	653,137			私学共済の長期給付財源の一部を助成
8.私立学校振興資金利子補給費	15,260	15,260			16,851	16,851			14,823	14,823			施設整備資金借入の支払利子の一部を補給
9.私立学校施設耐震診断調査費補助	9,972	4,986	4,986		5,936	2,968	2,968		5,936	2,968	2,968		施設耐震診断に要する調査費に対して助成
10.公私立学校協調事業費	3,213	3,213			3,213	3,213			3,160	3,160			公私立高等学校による協調事業を実施
11.私立幼稚園施設整備費等補助	408,103		216,605	191,498	337,349		94,091	243,258	439,977		102,442	337,535	認定こども園への移行を図る私立幼稚園の耐震化工事や、遊具等の整備費に対して助成
12.高等学校等就学支援事業費	6,469,242	3,046	6,466,192	4	6,399,551	3,700	6,395,847	4	10,182,029		10,182,025	4	高等学校等就学支援金の交付等
13.外国人学校生徒等支援事業費	177,837	177,837			165,907	165,907			167,663	167,663			外国人学校に通う生徒を対象に、所得区分ごとに学費負担を軽減するための助成
14.私立専門学校生徒支援検証事業費	8,922		8,919	3	8,816		8,813	3	9,133		9,130	3	専門学校生への効果的な経済支援のあり方に関する実証研究事業を実施
15.私立高校生等奨学給付金事業費	562,878	375,758	187,120		505,077	337,239	167,838		539,816	360,344	179,472		生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯の私立高校生等に対する奨学給付金の支給等
16.私立幼稚園利用給付費負担金					2,949,885	2,949,885			6,221,083	6,221,083			市町村が実施する幼児教育無償化事業に要する給付費の1/4を負担
17.その他	21,680	20,130	265	1,285	30,937	18,768	10,884	1,285	1,929,243	972,902	955,056	1,285	私学振興課運営費、私立学校審議会費等
<b>合 計</b>	<b>59,096,937</b>	<b>44,827,199</b>	<b>13,999,948</b>	<b>269,790</b>	<b>62,039,059</b>	<b>47,855,215</b>	<b>13,862,294</b>	<b>321,550</b>	<b>69,200,284</b>	<b>50,839,020</b>	<b>17,924,437</b>	<b>436,827</b>	
	前年比0.4%増				前年比5.0%増				前年比11.5%増				

(神奈川県福祉子ども未来局子ども未来部私学振興課から提供)

※ 財源内訳の「その他」は、繰入金、諸収入等

# 私立学校に通う児童・生徒と保護者の皆様へ

## 令和2年度の私学助成の内容についてお知らせします。

私立学校は、それぞれの建学の精神と教育方針に基づき、特色ある教育を実施しています。県内約106万人の児童・生徒等のうち、約25%に当たる約26万人の児童・生徒等の教育を受け持つなど、神奈川の公教育の一翼を担う、大きな役割を果たしています。そこで、神奈川県では、私立学校に対して様々な助成を行っています。

### ○ 私学助成の考え方

神奈川県では、私立学校に対する助成の考え方として、①教育条件の維持・向上、②修学上の経済的負担の軽減、③学校運営の健全性の向上 の三つを柱として、さまざまな助成を行っています。

### ○ 令和2年度の私学助成予算は総額692億28万円

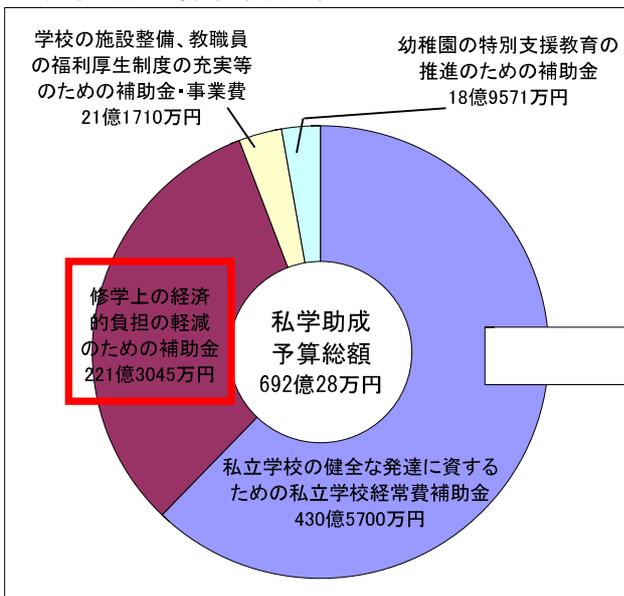
※1万円未満切捨て

私学助成の予算は、①私立学校の健全な発達に資することを目的とした私立学校経常費補助、②修学上の経済的負担の軽減のための就学支援金及び学費補助、③幼稚園の特別支援教育の推進のための私立幼稚園特別支援教育費補助、④学校の施設設備、教職員の福利厚生制度の充実等のための補助等から構成されています。

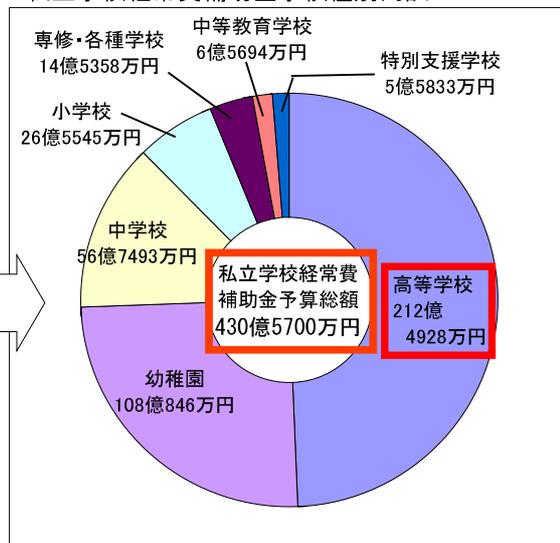
令和2年度私学助成予算は、総額692億28万円（対前年度71億6122万円増）を計上しています。（令和2年4月1日現在）

### ○ 令和2年度の私学助成予算の内訳

\* 私学助成予算事業別内訳



\* 私立学校経常費補助金学校種別内訳



※事業別予算額の概要は、別紙に記載しています。

○ 私学補助予算の概要

事業名称等	令和2年度当初予算額	事業内容																																														
1 経常費補助 (1) 高等学校 (2) 中等教育学校 (3) 小学校 (4) 小中学校 (5) 特別支援学校 (6) 幼稚園 ※1 [預かり保育推進費補助] ※2 [地域開放推進費補助] (7) 専修学校・各種学校	43,057,006 21,249,288 656,948 5,674,939 2,655,451 558,330 10,808,462 [ 375,033 ] [ 155,000 ] [ 1,453,588 ]	千円 教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、私立学校の経常的な経費や特色ある教育への取組みに対し補助します。 ※1 預かり保育推進費補助 正規の教育時間前後及び休業日に、預かり保育を実施する幼稚園に対し補助します。 ※2 地域開放推進費補助事業 地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う幼稚園に対し補助します。																																														
2 私立幼稚園特別支援教育費補助	1,895,712	障害のある幼児と共に学び、共に育つ保育を推進するため、障害のある幼児を受け入れる幼稚園に対し補助します。																																														
3 高等学校等就学支援事業費 私立高等学校等生徒学費補助	10,182,029 3,619,403	<b>*高等学校等就学支援事業費</b> 家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金により、家庭の教育費負担を軽減します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)、各種学校(文部科学省令で定めるもの) 専修学校(一般課程)・各種学校で一定の国家資格者要請施設指定校 <b>*私立高等学校等生徒学費補助</b> 一定所得以下の保護者の学費負担を軽減し、学費負担の公私間格差を是正するため、入学金や授業料を軽減した私立高等学校等に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程) <b>■補助額について</b> □ 授業料 (円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準額(年額) ※市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(父母の税額を合計)</th> <th>①高等学校等就学支援金</th> <th>②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ</td> <td>生活保護世帯(1月1日時点)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>基礎控除・市町村民税所得割額の合計額が90円(非課税)世帯(年収目安:約270万円未満)</td> <td>396,000 (通信制297,000)</td> <td>48,000 (通信制147,000)</td> <td>444,000</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅲ</td> <td>154,500円未満世帯 (年収目安:約590万円未満)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅳ</td> <td>203,100円未満世帯 (年収目安:約700万円未満)</td> <td></td> <td>325,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅴ</td> <td>227,100円未満世帯 (年収目安:約750万円未満)</td> <td>118,800</td> <td>74,400</td> <td>193,200</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅵ</td> <td>304,200円未満世帯 (年収目安:約810万円未満)</td> <td></td> <td>対象外</td> <td>118,800</td> </tr> <tr> <td>区分外</td> <td>304,200円以上世帯 (年収目安:約810万円以上)</td> <td></td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。 ※上記の表の「年収目安」は、モデル世帯(夫婦のいずれか一人だけが働いている4人世帯で、子ども2人のうち高校生1人の場合。)の金額です。 □ 入学金 (円)  <table border="1"> <thead> <tr> <th>②学費補助金(入学金分)</th> <th>上記の、区分Ⅰ・Ⅱの方</th> <th>上記の、区分Ⅲ～Ⅴの方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>208,000</td> <td>100,000</td> </tr> </tbody> </table> </p>	区分	基準額(年額) ※市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]	合計	区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)				区分Ⅱ	基礎控除・市町村民税所得割額の合計額が90円(非課税)世帯(年収目安:約270万円未満)	396,000 (通信制297,000)	48,000 (通信制147,000)	444,000	区分Ⅲ	154,500円未満世帯 (年収目安:約590万円未満)				区分Ⅳ	203,100円未満世帯 (年収目安:約700万円未満)		325,200		区分Ⅴ	227,100円未満世帯 (年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	193,200	区分Ⅵ	304,200円未満世帯 (年収目安:約810万円未満)		対象外	118,800	区分外	304,200円以上世帯 (年収目安:約810万円以上)		対象外		②学費補助金(入学金分)	上記の、区分Ⅰ・Ⅱの方	上記の、区分Ⅲ～Ⅴの方		208,000	100,000
区分	基準額(年額) ※市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(父母の税額を合計)	①高等学校等就学支援金	②学費補助金 [県内在住かつ県内在学の方]	合計																																												
区分Ⅰ	生活保護世帯(1月1日時点)																																															
区分Ⅱ	基礎控除・市町村民税所得割額の合計額が90円(非課税)世帯(年収目安:約270万円未満)	396,000 (通信制297,000)	48,000 (通信制147,000)	444,000																																												
区分Ⅲ	154,500円未満世帯 (年収目安:約590万円未満)																																															
区分Ⅳ	203,100円未満世帯 (年収目安:約700万円未満)		325,200																																													
区分Ⅴ	227,100円未満世帯 (年収目安:約750万円未満)	118,800	74,400	193,200																																												
区分Ⅵ	304,200円未満世帯 (年収目安:約810万円未満)		対象外	118,800																																												
区分外	304,200円以上世帯 (年収目安:約810万円以上)		対象外																																													
②学費補助金(入学金分)	上記の、区分Ⅰ・Ⅱの方	上記の、区分Ⅲ～Ⅴの方																																														
	208,000	100,000																																														
4 私立学校生徒学費緊急支援事業費	14,191	<b>*小中学校等修学支援実証事業費</b> 一定所得以下の保護者の経済的負担を軽減するため、児童生徒への授業料を軽減した、私立小中学校等に対し補助します。 ・対象校種 中学校、小学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部 □ 補助額について 一定所得未満世帯に一律100,000円の補助 ※保護者等が、この補助金に付随する調査に協力することが要件に含まれます。 保護者の失業、倒産、長期療養などにより、家計が急激に児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立学校に対し補助します。 ・対象校種 県内の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、専修学校(高等課程) ただし、高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程)在学者は、高等学校等就学支援金受給額を控除した額が支給額となります。 また、私立高等学校等生徒学費補助金との併用はできません。 ・補助額 高等学校、中等教育学校(後期課程)、専修学校(高等課程):396,000円 小中学校、中等教育学校(前期課程):90,000円～168,000円(所得により異なる) 東日本大震災・大規模災害により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の設置者に対し、補助します。																																														
5 被災児童生徒就学支援補助金	17,986	東日本大震災・大規模災害により被災した幼児児童生徒の授業料等軽減措置を行った私立学校の設置者に対し、補助します。																																														
6 外国人学校生徒等支援事業費	167,663	外国人学校に通う子ども達が安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担軽減を図るために補助します。																																														
7 私立高校生等奨学給付金事業費	539,816	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、神奈川県内に在住している保護者に対し補助します。 ・対象校種 高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校(高等課程) ・支給額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>○生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62,600円</td> <td>62,600円</td> </tr> <tr> <th>○県民税・市町村民税所得割額が非課税の世帯 ※家計急変により、非課税相当となった世帯も含む(申請する生徒1人あたりの支給額)</th> <td></td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がない場合</td> <td>年額103,500円</td> </tr> <tr> <td>・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合</td> <td>年額138,000円</td> </tr> <tr> <td>・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・通信制の高等学校等に通う高校生等の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・高等学校等専攻科に通う高校生等の場合</td> <td>年額38,100円</td> </tr> </tbody> </table>	○生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額	62,600円	62,600円	○県民税・市町村民税所得割額が非課税の世帯 ※家計急変により、非課税相当となった世帯も含む(申請する生徒1人あたりの支給額)		・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がない場合	年額103,500円	・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合		・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合	年額138,000円	・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合		・通信制の高等学校等に通う高校生等の場合		・高等学校等専攻科に通う高校生等の場合	年額38,100円																												
○生活保護受給世帯(申請する生徒1人あたりの支給額)	年額																																															
62,600円	62,600円																																															
○県民税・市町村民税所得割額が非課税の世帯 ※家計急変により、非課税相当となった世帯も含む(申請する生徒1人あたりの支給額)																																																
・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がない場合	年額103,500円																																															
・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、1人目として支給される場合																																																
・申請する高校生等(通信制を除く)に、15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹(高校生等及び中学生を除く)がいる場合	年額138,000円																																															
・兄弟姉妹が高校生等のみの場合であって、2人目以降として支給される場合																																																
・通信制の高等学校等に通う高校生等の場合																																																
・高等学校等専攻科に通う高校生等の場合	年額38,100円																																															
8 私立幼稚園利用給付費負担金	6,117,109	子どもたちに質の高い児童教育の機会を保障するため、幼児教育無償化の経費として市町村が行う給付費の一部を補助します。																																														
9 実費徴収補定給付事業費補助	103,974	幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、副食材料費の一部として市町村が行う給付費の一部を補助します。																																														
10 私立専門学校修学支援負担金	1,368,288	低所得者世帯を対象に、社会で自立し活躍できる人材を育成するために授業料等減免を実施する私立専門学校に対し補助します。																																														
11 私立学校施設耐震診断調査費補助	5,936	児童生徒等の安全確保及び災害時の避難施設としての公共性の観点から、耐震診断調査を実施する私立学校に対し補助します。																																														
12 私立学校施設整備資金利子補給費	14,823	教育環境の充実、災害時の安全確保を図るため、私立学校が行う施設整備事業に対し、その資金の融資あっせんを行うとともに利子の一部を補給します。																																														
13 私学団体助成費	6,400	私立学校教育の振興を図るため、中学高等学校協会他4私学団体及びその他2団体の研修事業等に対し補助します。																																														
14 私立学校教職員退職金制度補助金	953,619	私立学校教職員の福利厚生を支援するため、退職手当金給付財源の一部を補助します。																																														
15 日本私立学校振興・共済事業団補助金	653,137	私立学校教職員の福利厚生を支援することにより、私学教育の振興に寄与するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業に対して補助します。																																														
16 その他	483,192																																															
合計	69,200,284																																															

\*3、4及び5、7、10の手続きについては、在籍する学校にお問い合わせください。

## 神奈川県の高等学校生徒に対する支援施策(令和2年度)

No.	名称等	概要等	要件等	種別	金額	
1	高等学校等 就学支援金	公立	国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度	保護者等の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額＝30万4200円未満 ※政令指定都市の場合は「調整控除の額に3/4を乗じる。	給付	・全日制 118,800円 ・定時制 32,400円
		私立	①国からの補助金を各学校設置者が受領し、授業料に充てる制度 ②振込又は授業料と相殺など、学校によって異なる。	保護者等の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額＝30万4200円未満 ※政令指定都市の場合は「調整控除の額に3/4を乗じる。	給付	118,800円 ～396,000円
2	神奈川県 高校生等 奨学給付金	公立	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金 ※新入生に対する一部早期給付あり	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護（生業扶助）を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯（家計急変により非課税相当となった世帯も含む）	給付	・生活保護受給世帯：32,300円 ・非課税世帯：36,500円 ～129,700円
		私立	7月1日現在で保護者が県内に在住し、要件に該当する世帯への給付金 ※新入生に対する一部早期給付あり	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護（生業扶助）を受けている世帯 ②保護者全員の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が非課税である世帯（家計急変により非課税相当となった世帯も含む）	給付	・生活保護受給世帯：52,600円 ・非課税世帯：38,100円 ～138,000円
3	神奈川県 私立高等学校等 生徒学費補助金	神奈川県の補助金として、授業料及び入学金を補助	①神奈川県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学 ②生徒及び保護者が県内に在住 ③保護者等の年収目安が約750万円未満の生徒（住民税に基づく基準額で判断）	給付	・授業料 48,000円～ 325,200円 ・入学金 100,000円～ 208,000円	
4	神奈川県 私立高等学校等 生徒学費 緊急支援補助金	会社都合による解雇、倒産、長期療養等により家計が急変した生徒に対する制度	①神奈川県内の私立高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学 ②生徒及び保護者が県内に在住	給付	授業料補助額・全日制396,000円・通信制297,000円 ※上記の額から高等学校等就学支援金支給額を控除した額を支給	
5	神奈川県 奨学金	高等学校 奨学金	①無利息で卒業後に貸付期間の4倍以内の期間で返還する貸付 ②予約採用（中学3年生の時）と在学採用（入学後）の申込が可能 ③貸付期間は1年間 ④【第一種奨学金】と【第二種奨学金】の区分がある。第一種奨学金については、所得、成績等の条件を満たせば全額又は半額の返還免除を受けることができる。	①【第一種奨学金】県内在住で県内の高等学校等に在学 【第二種奨学金】保護者が県内に在住（生徒は県外在住も可） ②家計支持者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が409,600円未満 ③学校長が推薦する者	貸付 （無利子）	【1年生】 ・国公立（月額）：10,000円又は20,000円 ・私立（月額）：10,000円～40,000円 【2年生以上】 ・国公立（月額）：10,000円 ・私立（月額）：10,000円～30,000円 ※上記金額で必要な学資を賅えない場合、申請により基本月額に10,000円の加算が可能
		短期臨時 奨学金	入学前の3月末に高等学校奨学金の一部相当額を前倒して貸し付ける制度	高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された者	貸付 （無利子）	120,000円

(神奈川県福祉子ども未来局子ども未来部私学振興課から提供)

## 神奈川県が実施する私立高等学校学費補助金の対象者数（令和2年度）

所得区分	人数（人）	授業料補助額（円）
区分1（生保世帯）	161	48,000
区分2（住民税非課税・年収約270万円未満）	2,229	
区分3（年収約590万円未満）	8,199	
区分4（年収約700万円未満）	5,701	325,200
区分5（年収約750万円未満）	2,768	74,400
区分6（年収約910万円未満） ※対象外	—	—
合 計	19,058	

※対象者（令和3年1月時点）19,058人のうち、実質無償化となる所得区分1～4の人数は16,290人です。

（神奈川県福祉子ども未来局子ども未来部私学振興課から提供）

## 川崎市私立中学校及び高等学校助成関係予算

事業名称	事業内容	金額
川崎市私立中学 高等学校長協会 補助金	川崎市私立中学高等学校長協会に対し、私立学校の学校長、教頭及び教職員の研修に要する費用に助成	350,000円
川崎市私立中学校 及び高等学校 教材教具等補助金	・私立学校の学校教育の目的を達成するために必要な教材及び教具並びに学校の管理運営に必要な備品又は整備に要する費用に助成 ・対象校は、中学6校、高校6校	2,203,000円

(所管 こども未来局)

## 川崎市高等学校奨学金

名 称	概要・要件等	種別	金 額
川崎市高等学校 奨学金（学年資 金）	①市内在住 ②前年度の全履修科目の評定結果の平均値が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準額以内 ④高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部、高等専門学校（第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）の生徒が対象 ⑤毎年6月に募集し、8月及び2月に支給	給付	・国公立（年額） 第1学年：36,000円 第2学年：61,000円 第3学年：46,000円 第4学年以降：36,000円 ・私立（年額） 第1学年：60,000円 第2学年：85,000円 第3学年：70,000円 第4学年以降：60,000円
川崎市高等学校 奨学金（入学支度 資金）	①市内在住 ②第3学期前期の全履修科目の評定結果の平均値が5段階評価で3.5以上 ③前年の世帯の総所得金額が、一定の基準額以内 ④高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部、高等専門学校（第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）の生徒が対象 ⑤中学3年生の11月に募集し、支給は入学前の3月	給付	・国公立：45,000円 ・私立：70,000円

(所管 教育委員会)

## 公立学校等児童・生徒数

単位：人

各年度5月1日現在

### 1 神奈川県内

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
幼稚園	公立	2,247	2,050	1,810	1.7%
	私立	111,491	107,003	101,803	98.3%
	計	113,738	109,053	103,613	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	1,532	1,485	1,432	6.6%
	私立	14,248	17,661	20,162	93.4%
	計	15,780	19,146	21,594	100.0%
小学校	国公立	450,721	448,423	444,152	97.7%
	私立	10,585	10,581	10,599	2.3%
	計	461,306	459,004	454,751	100.0%
中学校	国公立	200,648	198,941	199,904	89.0%
	私立	24,907	24,889	24,805	11.0%
	計	225,555	223,830	224,709	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	136,323	133,829	130,419	65.1%
	私立	70,391	69,845	69,811	34.9%
	計	206,714	203,674	200,230	100.0%

(神奈川県学校基本調査から集計)

単位：人

各年度5月1日現在

### 2 川崎市

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
幼稚園	公立	—	—	—	—
	私立	19,541	19,095	18,148	100.0%
	計	19,541	19,095	18,148	100.0%
幼保連携型 認定こども園	公立	—	—	—	—
	私立	614	643	927	100.0%
	計	614	643	927	100.0%
小学校	公立	73,853	74,367	74,149	97.9%
	私立	1,568	1,578	1,567	2.1%
	計	75,421	75,945	75,716	100.0%
中学校	公立	28,965	29,202	29,691	88.2%
	私立	3,942	3,960	3,975	11.8%
	計	32,907	33,162	33,666	100.0%
高等学校 (全日制・定時制)	公立	17,345	16,988	16,633	72.6%
	私立	6,266	6,222	6,273	27.4%
	計	23,611	23,210	22,906	100.0%

(神奈川県学校基本調査から集計)

※私立の傾向は神奈川県と同様

## 公立中学校卒業者の進路状況

## 1 神奈川県内

(単位：人)

卒業年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
卒業者総数	69,140	100.0%	68,742	100.0%	67,115	100.0%
全日制高等学校	62,698	90.7%	62,280	90.6%	60,609	90.3%
公立	43,278	62.6%	42,982	62.5%	41,191	61.4%
県内市立	3,694	5.3%	3,673	5.3%	3,689	5.5%
県立	39,130	56.6%	38,674	56.3%	36,948	55.1%
県外・国公立	454	0.7%	635	0.9%	554	0.8%
私立	19,420	28.1%	19,298	28.1%	19,418	28.9%
県内	14,435	20.9%	14,497	21.1%	14,519	21.6%
県外	4,985	7.2%	4,801	7.0%	4,899	7.3%
定時制高等学校	1,780	2.6%	1,516	2.2%	1,407	2.1%
公立	1,750	2.5%	1,480	2.2%	1,386	2.1%
県内	1,738	2.5%	1,461	2.1%	1,374	2.0%
県外	12	0.0%	19	0.0%	12	0.0%
私立	30	0.0%	36	0.1%	21	0.0%
県内						
県外	30	0.0%	36	0.1%	21	0.0%
その他(高等専門学校、 通信制、就職者等)	4,662	6.7%	4,946	7.2%	5,099	7.6%

(神奈川県教育統計「公立中学校卒業者の進路の状況」を基に作成)

## 2 川崎市内

(単位：人)

卒業年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
卒業者総数	9,881	100.0%	9,709	100.0%	9,785	100.0%
全日制高等学校	8,947	90.5%	8,765	90.3%	8,766	89.6%
公立	5,498	55.6%	5,511	56.8%	5,342	54.6%
市立	1,049	10.6%	1,040	10.7%	1,028	10.5%
市内県立	3,179	32.2%	3,098	31.9%	2,980	30.5%
市外・国公立	1,270	12.9%	1,373	14.1%	1,334	13.6%
私立	3,449	34.9%	3,254	33.5%	3,424	35.0%
県内	1,337	13.5%	1,334	13.7%	1,333	13.6%
県外	2,112	21.4%	1,920	19.8%	2,091	21.4%
定時制高等学校	274	2.8%	224	2.3%	217	2.2%
公立	259	2.6%	211	2.2%	201	2.1%
市立	181	1.8%	152	1.6%	126	1.3%
市内県立	47	0.5%	42	0.4%	55	0.6%
市外・国公立	31	0.3%	17	0.2%	20	0.2%
私立	15	0.2%	13	0.1%	16	0.2%
県内						
県外	15	0.2%	13	0.1%	16	0.2%
その他(高等専門学校、 通信制、就職者等)	660	6.7%	720	7.4%	802	8.2%

※割合は、卒業生総数に対するそれぞれの区分の割合、算出にあたっては小数点第2位を四捨五入

## 公立中学校卒業者の進路状況及び希望調査（平成30年度）

川崎市内公立中学校

（単位：人）

	平成30年10月 希望調査（卒業予定者）		平成31年3月 卒業者	
	人数	割合	人数	割合
卒業生総数	9,705	100.0%	9,709	100.0%
全日制高等学校	8,857	91.3%	8,765	90.3%
公立	7,305	75.3%	5,511	56.8%
市立	1,591	16.4%	1,040	10.7%
市内県立	3,789	39.0%	3,098	31.9%
市外・国公立	1,797	18.5%	1,373	14.1%
全日制希望詳細未定	128	1.3%		
私立	1,552	16.0%	3,254	33.5%
県内	568	5.9%	1,334	13.7%
県外	984	10.1%	1,920	19.8%
定時制高等学校	120	1.2%	224	2.3%
公立	114	1.2%	211	2.2%
市立	76	0.8%	152	1.6%
市内県立	24	0.2%	42	0.4%
市外・国公立	8	0.1%	17	0.2%
定時制希望詳細未定	6	0.1%		
私立	6	0.1%	13	0.1%
県内				
県外	6	0.1%	13	0.1%
その他	728	7.5%	720	7.4%
高等学校等（通信、特支等）	423	4.4%	608	6.3%
専修学校等	8	0.1%	8	0.1%
就職等	15	0.2%	19	0.2%
その他（未定を含む）	282	2.9%	85	0.9%

教育調査統計資料（平成30年度、令和元年度）から

※割合は、卒業生総数に対するそれぞれの区分の割合、算出にあたっては小数第2位を四捨五入

## 都道府県別私立学校経常費補助単価(令和2年度)

(令和2年4月28日 日本私立中学高等学校連合会調べ)

(単位:円)

高等学校(全日制・定時制)			中学校			小学校			幼稚園(学法)		
順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価	順位	都道府県	予算単価
1	鳥取	467,432	1	鳥取	462,588	1	静岡	342,010	1	東京	212,597
2	東京	403,933	2	福井	398,655	2	鹿児島	336,268	2	富山	211,848
3	静岡	380,323	3	東京	369,765	3	沖縄	333,080	3	岐阜	206,666
4	石川	378,130	4	静岡	342,560	4	福島	332,044	4	京都	206,656
5	佐賀	374,504	5	高知	339,998	5	群馬	331,979	5	新潟	206,004
6	山形	372,655	6	鹿児島	335,598	5	福岡	331,979	6	奈良	206,000
7	富山	369,990	7	沖縄	334,203	7	大分	331,883	7	石川	205,436
8	福島	368,932	8	福島	333,767	8	北海道	331,760	8	群馬	204,600
9	広島	367,427	9	青森	333,694	8	茨城	331,760	9	茨城	202,880
10	福岡	366,791	9	群馬	333,694	8	千葉	331,760	10	静岡	202,312
11	千葉	365,423	9	福岡	333,694	8	富山	331,760	11	徳島	201,832
12	茨城	364,428	12	大分	333,603	8	山梨	331,760	12	千葉	201,112
13	長崎	363,351	13	北海道	333,310	8	長野	331,760	13	福岡	200,712
14	高知	363,035	13	茨城	333,310	8	高知	331,760	14	広島	200,474
15	岐阜	362,700	13	千葉	333,310	8	長崎	331,760	15	兵庫	200,100
16	徳島	361,793	13	富山	333,310	16	宮崎	331,724	16	北海道	197,654
17	岩手	359,653	13	山梨	333,310	17	三重	331,282	17	栃木	196,100
18	北海道	358,517	13	長野	333,310	18	岐阜	327,817	18	大阪	196,092
19	兵庫	356,530	13	島根	333,310	19	岩手	327,807	19	山口	196,000
20	秋田	355,815	13	愛媛	333,310	20	広島	327,760	20	佐賀	195,719
21	山梨	354,760	13	長崎	333,310	21	和歌山	322,130	21	神奈川	195,378
22	大分	353,052	22	熊本	333,280	22	石川	321,665	22	山梨	194,504
23	香川	351,929	23	宮崎	333,279	23	宮城	319,276	23	福島	194,349
24	奈良	351,000	24	岐阜	333,010	24	徳島	316,816	24	山形	194,062
25	新潟	350,655	25	三重	332,834	25	兵庫	314,319	25	滋賀	194,000
26	鹿児島	350,501	26	新潟	332,540	26	愛知	312,106	26	香川	193,431
27	山口	348,500	27	岩手	329,359	27	栃木	298,600	27	三重	192,895
28	熊本	345,033	28	広島	329,310	28	京都	294,600	28	大分	191,964
29	三重	344,528	29	佐賀	329,169	29	福井	294,517	29	沖縄	191,015
30	群馬	343,551	30	和歌山	324,350	30	東京	282,981	30	愛媛	191,012
31	沖縄	342,528	31	石川	322,952	31	滋賀	277,000	31	埼玉	190,607
32	青森	341,621	32	徳島	319,084	32	神奈川	265,663	32	和歌山	190,370
33	宮城	341,272	33	兵庫	318,860	33	奈良	258,000	32	青森	190,212
34	栃木	341,000	34	宮城	318,842	34	岡山	257,984	34	熊本	190,074
35	長野	340,923	35	愛知	316,954	35	埼玉	247,700	35	秋田	190,012
36	愛知	340,923	36	香川	313,408	36	大阪	235,960	35	愛知	190,012
37	島根	340,923	37	岡山	313,348				37	鹿児島	190,010
37	愛媛	340,923	38	栃木	300,000				38	高知	189,898
37	宮崎	340,885	39	京都	295,900				39	長崎	189,104
40	和歌山	336,620	40	滋賀	286,000				40	岡山	188,348
41	滋賀	335,000	41	山口	272,000				41	岩手	187,736
42	京都	334,875	42	大阪	269,747				42	福井	187,449
43	福井	334,375	43	奈良	259,500				43	宮崎	187,449
44	神奈川	333,937	44	埼玉	253,931				44	宮城	184,800
45	岡山	330,254	45	神奈川	245,295				45	長野	182,747
46	大阪	311,050							46	鳥取	176,788
47	埼玉	306,658									
	国基準	340,923		国基準	333,310		国基準	331,760		国基準	190,012

## 神奈川県私立学校経常費補助単価(平成30年度～令和2年度)

(単位：円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高等学校 (全日制・定時制)	315,604	323,234	333,937
	(前年度比)	(7,630)	(10,703)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
中学校	229,874	237,344	245,295
	(前年度比)	(7,470)	(7,951)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	229,572	240,396	265,663
	(前年度比)	(10,824)	(25,267)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
幼稚園	165,815	180,751	195,378
	(前年度比)	(14,936)	(14,627)

(日本私立中学高等学校連合会調べ)

## 高等学校(全日制・定時制)都道府県別学校数

## 1. 計 (本校+分校)

区 分	計				国 立	公 立				私 立			
	計	全日制	定時制	併 置	全日制	計	全日制	定時制	併 置	計	全日制	定時制	併 置
令和元年度	4,887	4,248	168	471	15	3,550	2,938	164	448	1,322	1,295	4	23
令和2年度	4,874	4,234	172	468	15	3,537	2,924	168	445	1,322	1,295	4	23
北海道	276	235	10	31	—	225	184	10	31	51	51	—	—
青森	77	68	3	6	—	60	51	3	6	17	17	—	—
岩手	79	70	3	6	—	66	57	3	6	13	13	—	—
宮城	95	82	7	6	—	76	63	7	6	19	19	—	—
秋田	54	47	1	6	—	49	42	1	6	5	5	—	—
山形	61	56	1	4	—	47	42	1	4	14	14	—	—
福島	110	103	5	2	—	92	85	5	2	18	18	—	—
茨城	121	109	5	7	—	97	85	5	7	24	24	—	—
栃木	75	67	2	6	—	61	53	2	6	14	14	—	—
群馬	79	65	2	12	—	66	52	2	12	13	13	—	—
埼玉	193	169	5	19	1	144	120	5	19	48	48	—	—
千葉	182	165	1	16	—	128	111	1	16	54	54	—	—
東京都	428	354	15	59	6	185	130	13	42	237	218	2	17
神奈川県	231	204	3	24	—	152	125	3	24	79	79	—	—
新潟	102	91	10	1	—	86	75	10	1	16	16	—	—
富山	53	47	5	1	—	43	37	5	1	10	10	—	—
石川	56	50	5	1	1	45	39	5	1	10	10	—	—
福井	35	27	2	6	—	28	21	1	6	7	6	1	—
山梨	43	36	2	5	—	32	25	2	5	11	11	—	—
長野	100	82	4	14	—	83	65	4	14	17	17	—	—
岐阜	81	70	3	8	—	66	55	3	8	15	15	—	—
静岡県	138	117	2	19	—	95	74	2	19	43	43	—	—
愛知	222	189	4	29	2	165	134	4	27	55	53	—	2
三重	70	59	3	8	—	57	46	3	8	13	13	—	—
滋賀	56	49	2	5	—	46	40	2	4	10	9	—	1
京都	110	97	8	5	1	69	56	8	5	40	40	—	—
大阪府	256	234	5	17	1	159	137	5	17	96	96	—	—
兵庫県	205	182	13	10	—	153	130	13	10	52	52	—	—
奈良	54	47	3	4	—	38	32	3	3	16	15	—	1
和歌山	47	37	3	7	—	38	28	3	7	9	9	—	—
鳥取	32	28	2	2	—	24	20	2	2	8	8	—	—
島根	47	44	1	2	—	37	34	1	2	10	10	—	—
岡山	86	75	11	—	—	63	52	11	—	23	23	—	—
広島	130	107	4	19	2	92	70	4	18	36	35	—	1
山口	79	63	2	14	—	59	43	2	14	20	20	—	—
徳島	37	31	1	5	—	34	28	1	5	3	3	—	—
香川	40	31	—	9	—	30	21	—	9	10	10	—	—
愛媛	66	56	1	9	1	53	43	1	9	12	12	—	—
高知	46	32	3	11	—	37	24	2	11	9	8	1	—
福岡	164	143	4	17	—	105	84	4	17	59	59	—	—
佐賀	46	39	—	7	—	37	30	—	7	9	9	—	—
長崎	79	71	2	6	—	57	49	2	6	22	22	—	—
熊本	73	65	—	8	—	52	44	—	8	21	21	—	—
大分	55	51	1	3	—	41	37	1	3	14	14	—	—
宮崎	52	46	2	4	—	37	32	2	3	15	14	—	1
鹿児島	89	87	—	2	—	68	66	—	2	21	21	—	—
沖縄	64	57	1	6	—	60	53	1	6	4	4	—	—

1. 「併置」とは、全日制と定時制の両方の課程を設置している学校をいう。(令和2年度学校基本調査結果を基に作成)  
2. 上記のほか、通信制課程のみを置く高等学校(通信制独立校)については、第156表に掲げている。

私立高等学校（全日制）の初年度授業料等について（平成28年度～令和2年度）

資料 13

都道府県の協力により、私立の高等学校（全日制）における初年度納付金の生徒一人あたりの平均額について取りまとめたものである。

全国の平均額

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
授業料 (A)	393,524	0.7%	396,313	0.7%	399,152	0.7%	404,713	1.4%	433,991	7.2%
入学科 (B)	162,122	0.1%	162,356	0.1%	163,272	0.6%	163,362	0.1%	163,218	△0.1%
施設整備費等 (C)	169,048	0.3%	169,611	0.3%	168,582	△0.6%	168,602	0.0%	151,715	△10.0%
計 (A+B+C)	724,694	0.5%	728,280	0.5%	730,986	0.4%	736,677	0.8%	748,924	1.7%

授業料 (A) 433,991 + 施設整備費等 (C) 151,715 = 585,706

都道府県別の平均額

都道府県名	平成28年度					平成29年度					平成30年度					令和元年度					令和2年度				
	授業料 (A)	入学科 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学科 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学科 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学科 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)	授業料 (A)	入学科 (B)	施設整備費等 (C)	小計 (A+C)	計 (A+B+C)
北海道	339,514	199,951	60,213	399,727	599,678	341,137	199,431	63,493	404,630	604,062	342,667	197,078	67,130	409,797	606,875	344,784	197,549	69,055	413,839	611,388	382,824	196,176	49,328	432,152	628,328
青森県	372,082	57,451	108,633	480,715	538,167	372,647	57,451	108,633	480,715	538,167	372,647	57,451	109,810	482,457	539,908	372,647	57,451	109,810	482,457	539,908	414,894	58,627	70,786	485,680	544,308
岩手県	289,846	100,000	142,585	432,431	532,431	308,308	95,385	124,777	433,085	528,469	314,769	95,385	118,572	433,341	528,726	317,538	95,385	120,879	438,417	533,802	381,415	96,154	69,264	450,679	546,833
宮城県	342,222	71,139	306,867	649,089	720,228	342,222	70,213	308,663	650,885	721,098	342,766	68,824	310,660	652,536	721,360	346,762	59,750	311,287	658,049	717,799	399,684	59,237	277,812	677,496	736,733
千葉県	299,600	139,000	181,374	480,974	619,974	299,600	139,000	181,389	480,989	619,989	299,600	139,000	181,928	481,528	635,528	300,000	154,000	182,505	462,505	636,505	312,000	154,200	175,321	487,321	641,321
東京都	405,800	133,111	87,806	493,606	626,717	405,800	131,472	87,806	493,606	625,078	404,786	134,881	89,421	494,207	629,088	411,354	131,190	86,392	497,746	628,937	428,100	120,510	75,121	503,221	623,731
神奈川県	285,624	145,294	106,836	392,460	537,754	287,035	142,941	106,836	393,871	536,813	287,035	142,941	113,919	400,954	543,895	288,059	135,588	113,864	401,923	537,511	377,653	139,412	37,058	414,711	554,123
新潟県	319,750	192,396	297,596	617,346	809,742	323,625	179,583	293,983	626,608	821,629	344,375	183,333	291,733	636,108	819,441	339,375	183,333	293,816	633,191	816,525	361,625	183,333	275,608	637,233	820,566
静岡県	294,000	144,286	239,986	533,986	678,271	294,000	144,286	239,986	533,986	678,271	291,429	145,714	253,986	545,415	691,129	294,000	145,714	258,533	552,533	698,248	374,143	147,143	181,248	555,391	702,533
富山県	315,092	127,538	225,800	540,892	668,431	323,400	112,154	224,251	547,651	659,800	326,172	128,308	224,251	550,423	678,731	330,738	128,308	219,907	550,645	678,954	411,092	130,385	157,815	568,907	699,291
石川県	377,942	224,823	199,469	577,411	802,234	373,567	224,823	203,844	577,411	802,234	378,067	224,615	207,419	585,486	810,101	378,983	224,615	208,461	587,444	812,059	379,483	224,927	209,827	589,310	814,238
福井県	307,911	150,116	241,483	549,394	699,509	312,578	150,116	245,618	558,196	708,312	315,733	151,042	245,574	561,307	712,349	317,622	147,894	250,537	568,159	716,052	339,244	148,171	242,262	581,506	729,678
岐阜県	442,260	249,874	211,321	663,581	903,456	446,432	249,745	212,776	668,953	908,953	452,766	250,242	212,519	664,995	915,237	457,883	251,022	213,993	671,876	922,897	551,526	216,003	691,526	931,198	
長野県	439,869	204,805	257,780	697,649	902,455	441,193	207,402	259,001	700,194	907,598	445,013	208,589	260,433	705,446	914,037	449,663	208,461	265,441	715,004	923,466	455,383	210,961	277,491	732,874	943,836
新潟県	306,847	147,500	115,275	422,122	562,422	308,909	148,750	117,400	426,309	575,059	308,909	150,000	117,963	426,872	570,832	309,859	150,000	119,369	429,028	579,028	317,384	153,125	121,088	438,472	591,597
富山県	376,440	79,500	89,760	466,200	545,700	376,440	94,500	74,760	451,200	545,700	376,440	99,500	69,760	446,200	545,700	376,440	104,500	51,427	427,867	532,367	388,800	104,500	44,227	433,027	537,527
石川県	334,667	70,000	112,300	446,967	516,967	342,667	70,000	116,678	459,345	529,344	342,667	70,000	117,011	459,678	529,678	348,667	71,111	117,656	466,323	537,433	364,667	73,333	117,400	482,073	585,406
福井県	435,600	181,667	379,975	815,575	997,242	435,600	181,667	379,975	815,575	997,242	435,600	181,667	379,975	815,575	997,242	435,600	181,667	379,975	815,575	997,242	435,600	181,667	379,975	815,575	997,242
岐阜県	322,691	133,182	221,939	544,630	677,812	323,782	133,182	223,300	546,812	679,994	323,782	133,182	223,300	546,812	679,994	323,782	133,182	223,300	546,812	679,994	323,782	133,182	223,300	546,812	679,994
長野県	435,813	153,125	217,363	653,176	806,300	443,938	153,750	219,550	663,488	813,863	448,559	152,353	210,488	659,407	823,341	473,324	152,353	221,812	695,136	847,488	586,647	152,353	117,294	703,941	856,294
静岡県	306,934	84,667	229,249	536,183	620,849	307,866	108,667	202,879	510,745	619,413	309,066	108,000	210,105	519,171	627,171	309,867	108,667	216,146	526,013	634,680	395,466	113,222	122,579	518,045	631,268
愛知県	405,751	92,421	107,940	513,691	606,113	407,797	92,421	107,940	513,691	606,113	407,797	92,421	107,940	513,691	606,113	407,797	92,421	107,940	513,691	606,113	407,797	92,421	107,940	513,691	606,113
三重県	299,571	64,107	290,226	589,797	653,905	295,846	64,107	292,953	589,959	653,905	295,846	64,107	292,953	589,959	653,905	295,846	64,107	292,953	589,959	653,905	295,846	64,107	292,953	589,959	653,905
滋賀県	396,500	152,000	196,400	592,900	744,900	396,500	152,000	198,400	594,900	746,900	402,500	152,000	211,400	613,900	765,900	406,000	152,000	211,600	617,600	769,600	427,600	152,000	212,200	639,800	791,800
京都府	521,223	90,077	202,754	723,977	813,100	525,018	90,077	200,241	725,259	815,336	527,838	91,872	197,378	725,216	817,088	537,885	95,990	193,442	731,127	826,716	551,915	96,154	186,673	738,588	834,742
大阪府	571,806	194,621	25,309	597,115	791,736	576,194	194,253	26,611	602,805	797,057	580,622	194,917	26,958	607,580	802,497	586,945	196,349	26,901	613,846	810,195	589,214	192,365	32,526	621,740	814,105
兵庫県	392,709	237,548	203,635	596,344	833,892	397,332	236,587	204,017	601,349	837,336	401,855	237,885	204,054	605,909	843,794	407,990	236,923	206,592	614,582	851,505	474,059	231,827	216,067	630,126	861,953
奈良県	409,063	137,500	174,442	583,505	721,004	411,875	131,250	175,354	587,229	718,479	411,875	140,625	177,250	589,125	729,750	439,313	140,625	156,375	595,688	736,313	521,250	145,313	107,806	629,056	774,369
和歌山県	428,244	157,778	48,250	476,494	663,356	428,244	157,778	77,333	505,577	663,356	429,578	157,778	77,333	506,911	664,689	429,578	149,444	77,333	506,911	666,356	446,244	149,444	77,333	523,577	673,022
鳥取県	261,000	50,000	189,015	450,015	500,015	269,625	51,250	179,116	448,741	499,991	284,625	51,250	162,650	447,275	498,525	327,750	63,125	131,750	500,000	522,625	396,000	75,625	63,888	459,888	535,513
徳島県	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467	393,600	86,000	23,867	417,467	503,467
岡山県	314,538	84,783	377,260	691,798	776,580	319,248	84,783	381,856	701,104	785,886	323,291	85,000	381,173	704,464	789,464	327,248	85,000	398,235	725,483	810,483	736,983	85,000	357,524	734,507	819,507
広島県	386,109	156,000	93,529	479,638	635,637	390,086	169,000	85,243	475,329	644,32															

## 「令和3年度国の施策・制度・予算に関する提案」（令和2年6月神奈川県）抜粋

**VI-25 私立学校助成等の充実****提出先 文部科学省、国土交通省****【提案項目】**

公立学校とともに学校教育の中で大きな役割を担っている私立学校の振興を図るために、次の措置を講じること。

- 1 経常費助成費補助金に係る地方超過負担の解消  
経常費助成費補助金は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消すること。
- 2 国庫補助金の算定方法の見直し  
国庫補助金の算定方法は、生徒数を基準とした方法から、教職員人件費等の学校の経常的経費を基に算定する方法とすること。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等の補助対象化  
専修学校の高等課程や外国人学校等を補助対象とすること。
- 4 幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実  
幼稚園の「預かり保育推進事業」の充実とともに、十分な財源確保を図ること。
- 5 幼稚園特別支援教育経費の地方超過負担の解消等  
幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1とし、地方超過負担を解消するとともに、補助対象を障害児1人以上在園の幼稚園とすること。
- 6 私立幼稚園に係る経常費補助及び認可事務の制度改正  
幼保一体化を一層推進するため、私立幼稚園に係る経常費補助について国から政令指定都市及び中核市に直接補助できるよう制度改正するとともに、認可事務についても、政令指定都市及び中核市に私立学校審議会を設置し、県の私立学校審議会への諮問が不要となるよう制度改正を行うこと。
- 7 高等学校等就学支援金の充実による私立高等学校等の実質無償化  
高等学校等就学支援金の拡充により年収約590万円未満世帯の実質無償化がなされたことから、年収約910万円未満世帯への支給額を充実させるなど支援のバランスを考慮した制度とすること。また、事務手続の簡素化を図ること。
- 8 私立学校授業料減免事業等への支援の継続  
高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業等の運営に必要な財政支援を行うこと。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援  
東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒への就学支援を引き続き行うこと。

## 10 学校施設耐震化のための財源確保等

学校施設の耐震化のための十分な財源を確保するとともに、国庫補助制度を拡充すること。特に、耐震調査費に対する財政支援については実際の調査費の3分の1を補助するよう、算定方法を見直し学校設置者の負担軽減を図ること。

### 【提案理由等】

- 1 本県の助成額に対して国庫補助額は14%程度であるが、私立学校は学校教育の中で大きな役割を担っていることから、補助額を県助成額の2分の1とすることが必要である。
- 2 本県では、生徒数等の増減に影響されにくい制度として「標準的運営費方式」を導入したが、国においても従来からの単価方式でなく、より安定的な制度に改める必要がある。
- 3 専修学校の高等課程や外国人学校等は、職業教育機関としての社会的な役割や日本の初等・中等教育に相当する教育を担っていることから、国庫補助対象とする必要がある。
- 4 預かり保育に対し支援策の一層の充実を図るため、十分な財源確保を図る必要がある。
- 5 幼稚園特別支援教育経費は、県助成額の2分の1にするとともに、統合保育を一層促進するため、在園者が1人の施設も対象とする必要がある。
- 6 政令指定都市及び中核市への権限移譲に当たっては、補助金の交付、認可の権限を合わせた一体的な権限移譲を求められていることから、補助金事務、認可事務について制度改正が必要である。
- 7 高等学校等就学支援金については、年収約590万円未満世帯を対象に実質無償化がなされたことから、年収約910万円未満世帯についても支給額を増額するなど支援のバランスを考慮した制度とすることが必要である。  
また、事務手続が煩雑であり、学校や保護者の負担となっていることから、マイナンバー制度の活用における課題を解決するとともに、事務手続の更なる省力化等を図ることが必要である。
- 8 高校生等への修学支援を安定的に行うため、私立学校授業料減免事業や奨学金事業において「高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金」による財政支援を受けてきたところであるが、高校生等の修学を取り巻く厳しい経済状況は好転せず、私立学校授業料減免事業や奨学金事業による高校生等への修学支援は不可欠であるため、引き続き国の財政支援が必要である。
- 9 東日本大震災等で被災した幼児、児童、生徒に対して「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援を実施してきたところであるが、被災者の経済状況は厳しい状況にあり、長期的に就学支援を継続する必要がある。
- 10 地震による被害を食い止めるためには、学校施設の耐震化を促進することが必要である。特に、耐震調査費については、国は補助対象事業費の3分の1を財政支援することとしているが、国庫補助金の算定に当たり、延べ床面積に補助単価を乗じて、その3分の1を補助する方式となっているため、実際の調査費の5分の1程度しか財政支援がなされておらず、耐震調査促進の妨げとなっている。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課)



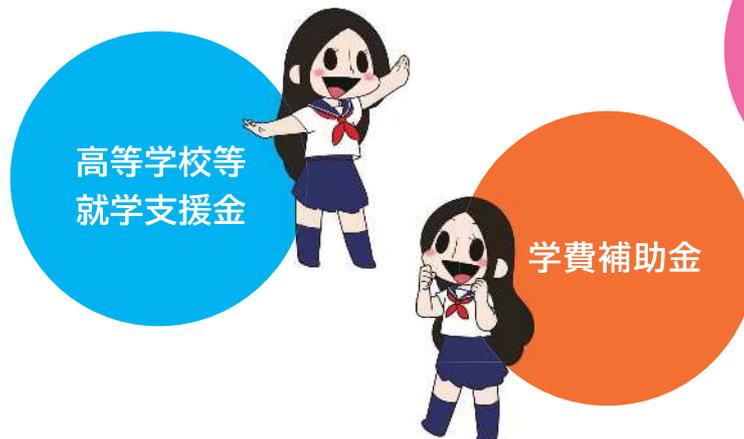
## 私立高等学校等

# 学費支援

年収700万円未満の世帯まで  
授業料が実質無償化 **最大 444,000円**

非課税世帯まで  
入学金が実質無償化 **最大 208,000円**

返還不要。申請をお忘れなく。



神奈川県  
高校生等  
奨学給付金

高等学校等  
就学支援金

学費補助金

年収に関わらず、リーフレットの内容を  
よく、ご確認ください。

**お申込みは高校入学後！**

発行/お問合せ | 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



どの補助金がもらえるの？



**A** 年収に関わらず、全員確認してください

市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除」を確認します。  
(就学支援金の令和2年4～6月分については、「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」で判定します。)

課税証明書に「市町村民税の課税標準額(課税所得額)」と「市町村民税の調整控除額」が記載されている場合は、記載の金額をもとに計算します。記載されていない場合は、マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)で確認することができます。(※)

保護者等の令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」は304,200円未満ですか？(政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じます。)

はい

いいえ 対象外です

保護者等の令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」は227,100円未満ですか？(政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じます。)

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」が対象です

保護者等・生徒ともに神奈川県在住、かつ生徒は県内設置の私立高等学校等に在学していますか？

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」が対象です

- ①「高等学校等就学支援金」
- ②「学費補助金」の授業料補助・入学金補助(上限額100,000円)が対象です。

※ マイナポータルの利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。[https://myna.go.jp/SCK0101\\_01\\_001/SCK0101\\_01\\_001\\_InitDiscsys.form](https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form)  
▶ 確認方法の詳細は県ホームページをご覧ください。<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

**B** さらに、生活保護世帯の方・住民税非課税世帯になりそうな方は確認してください

「県民税・市町村民税所得割額の合算額」を確認します。

県民税・市町村民税所得割額…市民税・県民税の一部です。次の書類で確認することができます。

給与収入 給与所得 その他の所得計	正たる給与所得以外の所得区分	課税所得額	課税所得① 分離短期課税 税 山林所得 課 特等の特例 商品先物取引	市県民税 定率控除額① 所得割額① 均等割額① 定率控除額① 所得割額① 均等割額① 特別徴収税額 月割額 5月分 7月分	①(非)課税証明書(市役所等で発行) ②市民税・県民税特別徴収税額通知書(会社で配布) ③市民税・県民税納税通知書(市町村から配布)
-------------------------	----------------	-------	--	---	--

県民税・市町村民税所得割額が父母合わせて0円なら支給の対象です。

保護者等の令和2年度の「県民税・市町村民税所得割額の合算額」が0円、または、生活保護世帯ですか？

はい

いいえ 対象外です

保護者等は神奈川県在住ですか？

はい

いいえ お住まいの都道府県にお問合せください

保護者等・生徒ともに神奈川県在住、かつ生徒は県内設置の私立高等学校等に在学していますか？

はい

いいえ ③「神奈川県高校生等奨学給付金」が対象です

- ②「学費補助金」の入学金補助(上限額208,000円)
- ③「神奈川県高校生等奨学給付金」が対象です。



# 「高等学校等就学支援金」

○ 国の制度 ● 返済不要

お申込み	
新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

① 高等学校等就学支援金		
年収の目安	所得区分 令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)
生活保護	(令和2年1月1日時点で生活保護)	396,000円 (通信制297,000円)
590万円未満	154,500円未満	118,800円
910万円未満	304,200円未満	

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。
- ▶ 授業料補助額が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



イメージ(例:590万円未満の世帯の場合) 授業料 < 支援金

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。  
**年収はあくまで目安です。**令和2年4月～6月分の授業料補助については、令和元(平成31)年度の「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」で判定します。



# 「学費補助金」

○ 県の制度 ● 返済不要

お申込み	
全学年	
6月頃	

② 学費補助金			
年収の目安	所得区分 令和2年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)	入学金補助 (1回のみ)
生活保護	(令和2年1月1日時点で生活保護)	48,000円 (通信制147,000円)	208,000円 (上限額)
非課税	(令和2年度の「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円) ※2		100,000円 (上限額)
590万円未満	154,500円未満		
700万円未満	203,100円未満	325,200円	
750万円未満	227,100円未満	74,400円	

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
- ▶ 対象校はホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。**年収はあくまで目安です。**  
 ※2 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」では判定しません。

1

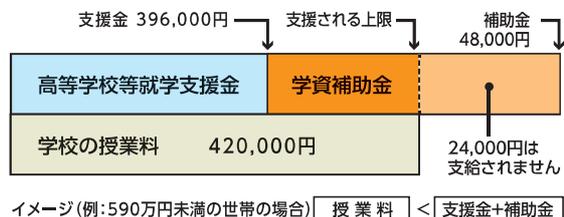
+

2

合わせていくらもらえるの？

年収の目安	授業料補助		合計	年収の目安	入学金補助
生活保護	396,000円 (①高等学校等就学支援金)	48,000円 (②学費補助金)	合計444,000円	生活保護	208,000円 (②学資補助金)
非課税				590万円未満	
700万円未満	118,800円 (①高等学校等就学支援金)	325,200円 (②学費補助金)	合計193,200円	590万円未満	100,000円 (②学資補助金)
750万円未満		74,400円 (②学費補助金)		750万円未満	
910万円未満			合計118,800円	910万円未満	

▶①「高等学校等就学支援金」と②「学費補助金」の授業料補助額の合計が学校の授業料を超える場合、次のようになります。



1

2

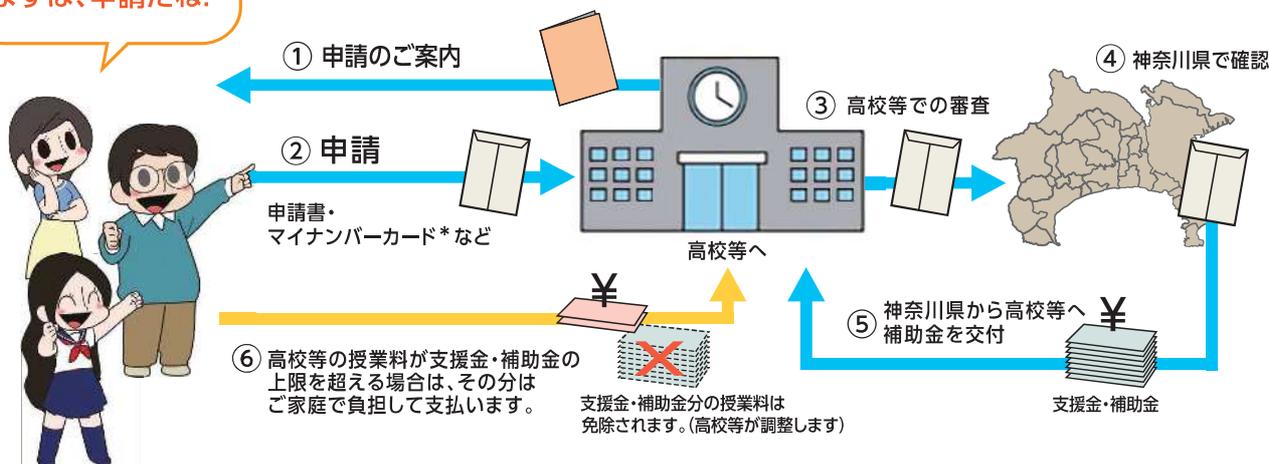
申請の流れ

高校等に入学後  
申請が必要

申請の具体的な方法は、学校を通してご案内します。

- 申請後、高校等での審査や神奈川県での確認を経て、就学支援金や学費補助金が学校へ交付されます。
- 就学支援金・学費補助金は、基本的に、生徒本人や保護者等の方が直接受け取りません。学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。
- なお学校によって、一旦授業料を納め、後日補助金を返還する場合がありますので、詳細は学校に直接お問合せください。

まずは、申請だね!



\*マイナンバーカードがない場合は、「マイナンバー通知カード」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」をご用意ください。

保護者等…親権者(父母)のことで。親権者がいない場合は、未成年後見人、それもない場合は、主たる生計維持者です。  
私立高等学校等…専修学校(高等課程)、中等教育学校(後期課程)を含みます。



## 「神奈川県高校生等奨学給付金」

○ 県の制度 ● 返済不要

お申込み

全学年

7月～12月頃

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。

▶ **令和2年7月1日現在、私立高等学校等に在学しており、生活保護(生業扶助)を受けている世帯、または、保護者全員の令和2年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯が対象です。**

申請時期は  
令和2年  
7月1日以降

### 申請方法が異なります

神奈川県内の学校と県外の学校とで申請方法が異なりますので、ご注意ください。



3 神奈川県高校生等奨学給付金			
(令和2年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている)			52,600円
非課税	全日制・定時制の学校	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第2子以降	138,000円
		中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第1子、またはいない	103,500円
	通信制の学校		38,100円

県内の学校

▶ 申請書は学校が配付。▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。

〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

県外の学校

▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。(令和2年6月下旬以降更新予定)

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syouga\\_kukyuhukinn.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syouga_kukyuhukinn.html)

HPから取得できない場合には、申請書を郵送いたします。  
令和2年6月下旬以降、私学振興課助成グループにご連絡ください。

▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。

▶ 学校は、学校使用欄(申請書裏面)に記載・押印ののち申請者に返還。

▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。

〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉



申請書HP

## その他の制度

### 緊急支援補助金 ● 返済不要

令和2年の年間所得が、解雇・倒産、長期療養などで急変したとき

#### 支給条件

- 生徒と保護者が共に県内在住であり、県内設置の私立学校に在学していること
  - 平成31(2019)年4月～令和2(2020)年12月の間に主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
  - 令和2年の年間所得が、令和元年の年間所得より減少していること
  - 令和2年の年間所得が基準額未満であること
- ※ 神奈川県の学費補助金との併用はできません。また同じ事由で2回申請することはできません。

#### 支給額

- 授業料(年額) 396,000円(通信制297,000円)
- ※ ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。

#### 申込手続

- 令和2年12月頃 学校へ申請書を提出
- ※ 締め切りは学校ごとに異なります。

### 学び直し支援金 ● 返済不要

高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された方  
高等学校等就学支援金の受給期間(前学校の在学期間を含め36月/通信制は、48月)が終了した後も、「学び直し支援金」を申し込むことにより、卒業するまでの間の最長2年間(全日制は1年間)「学び直し支援金」を受けることができる制度です。

#### 支給条件

- 高等学校等就学支援金対象校に在学していること
- 2014年4月以降に再入学され、令和2年度中に就学支援金の受給期間が終了になる方

#### 支給額

- 授業料(年額) 297,000円/118,800円

#### 申込手続

- 学校へ申請書を提出



## そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

### 無利子の制度

#### 「神奈川県高等学校奨学金」

各学校の奨学金担当者、または  
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

##### 制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に  
奨学金の貸付けを行う制度

##### 貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等\*に在学する者  
\*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の  
高等課程に在学する者

##### 応募要件

- 保護者\*の年収の合計が800万円未満程度である者  
\*(同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

##### 貸付内容(私立)

##### 貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円から選択  
(2年生以上で、3万円では学資が不足する場合、月額に1万円の加算をする制度があります)

##### 貸付方法

- ①7月下旬(4~9月分) ②10月下旬(10~12月分) ③1月下旬(1~3月分)に本人が指定した銀行口座に振込みます

##### 返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から。  
返還期間：貸付期間の4倍以内の期間  
猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。  
免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

##### 申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または  
神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- 連帯保証人が2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。  
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申込みください。
- 家計の急変等により奨学金の貸付けが必要になった場合は、  
随時受付を行います。

#### 「交通遺児育英会奨学金」

公益財団法人 交通遺児育英会  
TEL:0120-521286 (フリーダイヤル)  
<https://www.kotsuiji.com/>

##### 制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け

##### 貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、  
著しい後遺障害で働けない場合

#### 「母子父子寡婦福祉資金」

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)  
町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/>

##### 制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う制度

##### 貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

#### 「生活福祉資金」(教育支援資金) ※一部有利子

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会  
TEL:045-311-1426  
[http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke\\_kyoiku.html](http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kyoiku.html)

##### 制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付

##### 貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

### 有利子の制度

#### 「国の教育ローン」

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656  
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

制度内容 入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

①「高等学校等就学支援金」、③「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、公立高等学校にも同様の制度があります。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

Kanagawa committed to SDGs

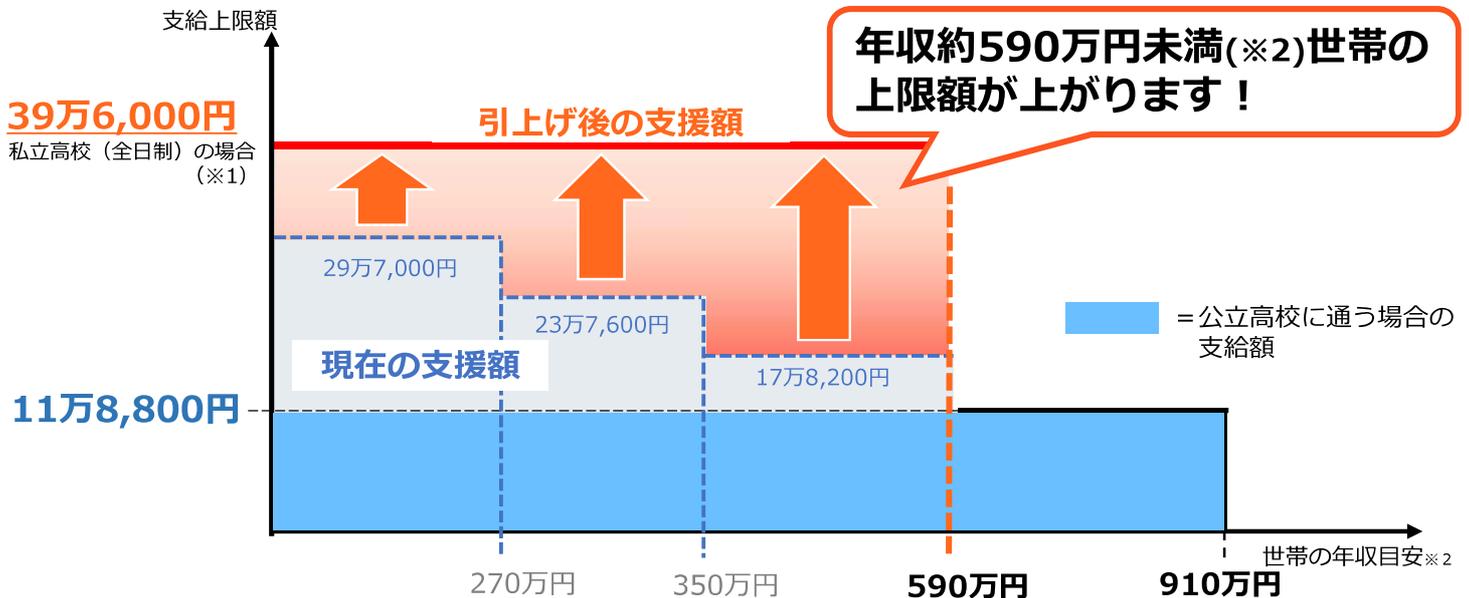
SDGs 未来都市 神奈川県



# 私立高校授業料実質無償化

がスタート！

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円、  
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）。

## お申込みについて

### （新入生の皆さん）

**入学時の4月**など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。  
※令和2年4月より、一部の書類がオンラインにより提出できるようになります。

### （在校生の皆さん）

**収入状況の届出を行う7月頃**に学校から案内があります。  
既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。



現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）も対象です。

※平成25年度以前の制度で受給している生徒は対象外です。

文部科学省のwebサイトには、  
各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、  
令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



# 対象となる方の判定基準について

## 令和2年4月分～6月分（令和元年度と同様）

○都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（**両親2人分の合計額**）により判定

所得割額の合算額 < **257,500円**  
都道府県民税103,000円 + 市町村民税154,500円  
 (年収590万円未満に相当)

支給額：最大396,000円

(257,500円以上)  
 < **507,000円**  
都道府県民税202,800円 + 市町村民税304,200円  
 (年収910万円未満に相当)

支給額：118,800円

### \* 確認方法 → 令和元年度の課税証明書等で確認

課税証明書等に記載されている「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認し、金額を合算します。

#### 住民税決定通知書の場合

見本

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します  
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

#### 課税証明書の場合

見本

市町村民税所得割額と道府県民税所得割額を合算します  
 ※特別区や東京都にお住まいの方は、「特別区民税」や「都民税」の所得割額を合算します

控除対象配偶者に該当している場合には、配偶者の課税証明書が不要となる場合があります

※本様式は一例です。課税証明書の様式は市町村によって異なります。

## 令和2年7月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（**両親2人分の合計額**）により判定

【計算式】 **市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円**

支給額：最大396,000円

(154,500円以上)  
 < **304,200円**

支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



### （参考）支援の対象になる世帯の年収目安

		子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合		～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合		～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合		～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合		～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合		～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与と所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。